

川南町子ども留学等支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、子どもたちが参加する海外の国における語学、芸術、文化、スポーツ等の研修、研究活動、体験事業又は交流事業（以下「留学等」という。）への支援を行うことで、子どもたちに国際的な視野を持たせる機会を確保し、海外の国との相互理解と友好親善に寄与するとともに、子どもたちを国際的に活躍できる人材へと育成するため、川南町次代を担う人づくり基金条例施行規則（平成27年川南町規則第12号）第2条第3号に規定する事業として、川南町子ども留学等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関し補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 学校 小学校、中学校及び高等学校等をいう。
- (3) 児童又は生徒 学校に就学している者をいう。
- (4) 保護者 児童又は生徒に対して親権を行う者、未成年後見人その他児童又は生徒を現に監護する者（高等学校等の生徒で成年のものを現に扶養している親等を含む。）で町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に登録されているものをいう。ただし、本町の学校に児童又は生徒を就学させている当該児童又は生徒に対して親権を行う者、未成年後見人その他児童又は生徒を現に監護する者は、この限りでない。

(補助対象事業)

**第3条** 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たす留学等とする。ただし、この告示の趣旨を考慮して町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 学校、地方公共団体又は民間団体（以下「留学等取扱団体」という。）が主催する留学等プログラムであること。ただし、学校が実施する修学旅行は、対象としない。
- (2) 4月1日から翌年3月31日までの間に実施するもので、1週間以上の留学等であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行う事業を含まないこと。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、この告示の趣旨を考慮して町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象事業に応募又は申込みを行い、参加することが決定若しくは内定した児童又は生徒（以下「留学等生」という。）の保護者
- (2) 世帯を構成する者の全てが本町の住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。ただし、当人の責によらない滞納がある場合を除く。

(留学等生の要件)

**第5条** 留学等生は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、この告示の趣旨を考慮して町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 明確な目的を持って留学等に参加する者で、当該目的を達成するために適切な経験及び実績を有するものと認められること。
  - (2) 参加しようとする留学等の内容が、目的を達成するために適切な留学等先、留学等期間及び活動内容であると認められること。
  - (3) 参加した留学等で得た成果を生かす計画を有すること。
- 2 補助金の交付は、留学等の内容にかかわらず留学等生一人につき、小学校、中学校及び高等学校等の各就学期間において1回に限るものとする。

(補助対象経費)

**第6条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 往復渡航費（国内主要空港までの旅費を含む。）
  - (2) 留学等の期間中の宿泊費
  - (3) 留学等取扱団体に支払うプログラム費用
  - (4) その他川南町次代を担う人づくり基金条例施行規則第3条に規定する委員会（以下「実行委員会」という。）に諮り、町長が必要と認める費用
- 2 留学等の期間中に主たる目的以外の活動が含まれる場合は、当該活動に要する経費を補助対象経費から除するものとする。ただし、主たる目的以外の活動であっても、芸術及びスポーツ分野の活動以前に語学を目的とする活動を行う場合等町長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 補助対象者がこの補助事業に類する他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を

補助対象経費から除するものとする。

(補助金の額等)

**第7条** 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、当該助成金の額が50万円を超えるときは50万円とし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第8条** 規則第3条の定める期日は、出国予定日の2週間前とする。

2 規則第3条第1号の事業計画書は、海外留学等計画書(様式第1号)による。

3 規則第3条第4号のその他町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 留学等が決定又は内定していることを証明する書類

(2) 留学等に係る経費を証する書類

(3) 留学等生が学校に在籍していることを証する書類(本町の小学校及び中学校に在籍している者は、除く。)

(4) 納税状況調査の承諾書(様式第2号)又は町税等に滞納がないことを証する書類

(補助金の交付決定及び通知)

**第9条** 町長は、規則第4条に規定する交付の決定に当たり、実行委員会に諮り、その意見を参考にするものとする。

2 規則第4条第2項の規定にかかわらず、交付の可否を決定したときは、川南町子ども留学等支援事業決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

**第10条** 規則第5条第1項の町長の定める期日は、前条第2項に規定する決定の通知を受領した日から10日とする。

(軽微な変更の範囲)

**第11条** 規則第7条第2項ただし書の町長が別に定める範囲内は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(補助金の請求)

**第12条** 規則第10条の補助金等の請求は、請求書(様式第4号)によるものとする。

(実績報告)

**第13条** 規則第11条の事業実施調書及びその他関係書類は、留学等生が作成した当該留学等の内容を明らかにする報告書、写真及び補助対象経費の支払を証する書類の写しとする。

2 町長は、交付の対象となった留学等に参加した留学等生に対し報告会等での発表を求めることができる。

(委任)

**第14条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年2月18日告示第27号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。